

向日市公共施設ゼロカーボン推進事業に係る質問の回答について

質問項目	質問内容	回答	回答日
工期(スケジュール)関係	・作業可能時間(曜日/時間帯)※不可の曜日や時間帯を教えてください。	平日、土日とも作業はできますが、作業内容、施設の行事等によって作業ができない場合もあるため、詳細については協議によります。	9月24日
施工関係	・校舎壁面への配管やケーブルラック用固定金具の為のアンカー打ち(穴開け施工)は問題無いか?	校舎の外壁も防水施工を行っております。穴あけ施工は問題ないですが、アンカー設置後は防水施工を行ってください。	9月24日
	・受変電設備の改造工事に際しての埋設配管可否、或いは埋設深度等の規定があれば教えてください。	埋設配管について、不可とする理由はありませんが、場所によっては埋蔵文化財調査に係る協議が必要です。埋設深度等についての規定はありませんが、施工に際し協議が必要です。また、深度次第では、埋蔵文化財調査が必要な場合があります。	9月24日
	・架空線について、新設する架空線の規定はあるか?(※一般的な内線規程のGL+5mで良いか?)	原則、消防車両が通行できる高さ以上となりますが、詳細は協議によります。	9月24日
	・作業車の駐車台数や駐車位置に関する制限があれば教えてください。	作業日、作業時間帯、車両等にもよるため、協議によります。	9月24日
	・ラフタークレーンの設置位置の指示があれば教えてください。	作業日、作業時間帯にもよるため、協議によります。	9月24日
	・学校敷地内に主要部材を仮置き出来るスペースを確保したいが問題無いか?	スペースの箇所、仮置き期間、部材の大きさや量にもよるため、協議によります。	9月24日
	・上記を踏まえて、工事前に部材搬入が可能か?	スペースの箇所、仮置き期間、部材の大きさや量にもよるため、協議によります。	9月24日
	・昇降足場等の足場は設置可能か?	可能ですが、設置位置等については、協議が必要です。	9月24日

向日市公共施設ゼロカーボン推進事業に係る質問の回答について

質問項目	質問内容	回答	回答日
施工関係	・必要に応じて工事中の校舎内への立ち入り可否、制限内容有れば教えてください。	校舎内への立ち入りは、基本、平日の放課後になります。なお、事前に協議が必要です。土日についても事前の協議が必要です。	9月24日
	・工事中の水道、トイレの使用可否	庁舎に関しては庁舎のトイレを、学校については学校が指定するトイレを使用ください。 水道については、使用量によっては水道料金をご負担いただくこともあります。	9月24日
	・工事中の警備員配置の有無	仕様書5(3)サのとおりです。	9月24日
候補施設の電気主任技術者の契約について	毎年度の変更となるか、複数年の契約となっているか。	庁舎については令和9年2月28日まで、学校施設については令和10年3月31日までの複数年契約となっております。	9月24日
予算に関して	予算が不成立、又は削減があった場合、事業者の損害を補填していただけますでしょうか？	令和8年度分について、向日市議会において当初予算が成立しない場合又は環境省が本業務に係る交付金の交付決定をしなかった場合、当該年度分の契約は締結せず業務の見直しを検討するものとなります。なお、契約しなかった場合においても、事業者が本事業を実施するために支出した費用、提供した知見の対価等については一切補償いたしません。なお、PPA電力供給に係る電気料金について、市の予算が不成立又は削減されることは想定しておりません。	9月24日
図面に関して	各計画施設の図面データはございますでしょうか？	PDFのデータで提供します。	9月24日

向日市公共施設ゼロカーボン推進事業に係る質問の回答について

質問項目	質問内容	回答	回答日
余剰電力の買取単価について	余剰電力を系統に出さない設計の場合は、民間の再エネ余剰電力の買取単価についての提案は不要という認識で良いですか？	本事業においては、「PPAによる自家消費の電力の供給」、「PPAによる余剰電力の供給」、さらには「その2つの電力ではまかないきれない分の電力を再エネで供給する」というものです。余剰電力は系統には出さずに、発注者が指定した施設に供給してください。 また、電力の地産地消を図るため、民間再エネ余剰電力の買取については提案してください。	9月24日
小売電力の契約条件について	小売電力を再生可能エネルギーにより供給することについて、その契約期間や基本料金、想定単価などの条件をお示しください。 契約期間はPPAと同じ20年間の認識で良いですか？	基本料金の有無については、事業者のご提案によります。 想定単価については、9月30日に提供する資料を基に各事業者において算出してください。 契約期間は20年です。	9月24日
仕様書 8 ページ目 6-(9)	発注者の事由により「PPA 設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置を行うこと」と記載されているが、事業計画への落とし込み、費用算出が難しいため、停止期間・撤去範囲・回数・想定金額（各施設一回なのか、全施設で一回なのか）も含め定量表記頂きたい。	各施設、約3か月間の防水工事等を1回見込んでいます。また、撤去範囲は設置方法によるため、協議となります。なお、必ず実施するとは限らないため、実施しなかった場合、それらにかかる経費の精算について協議を行います。	9月24日
実施要項 1 ページ目 3 参加資格	参加資格にはありませんが、小売電気業の登録が無くても、参加は可能でしょうか。	本事業に小売電気事業の登録が必要なため、参加資格といたします。	9月24日
実施要領「3 参加資格 (8)」について	・SPC（特別目的会社）をPPA事業者とし、弊社がSPCに設備を提供するスキームを組む場合、SPC単体を参加事業者、弊社を協力会社として申請することは可能でしょうか。なお、使用を検討しているSPCには過去実績が存在しません。	実施体制に入っていれば可能です。	9月24日

向日市公共施設ゼロカーボン推進事業に係る質問の回答について

質問項目	質問内容	回答	回答日
実施要領「3 参加資格(8)」について	・SPCを代表とする共同事業体を組んだ場合、代表者であるSPCの意思決定は弊社が担っていますが、その場合でも委任状は必要でしょうか。	委任状は必要です。	9月24日
実施要領「4 参加申し込みに係る提出書類(3)ア」について	・SPC(特定目的会社)をPPA事業者とし、弊社がSPCに設備を提供するスキームを組む場合、弊社を事業者とした「過去の類似事業実績調書」及び類似事業の契約書等の写しを提出して問題ないでしょうか。	問題ございません。	9月24日
実施要領「4 参加申し込みに係る提出書類(3)カ」について	・実施要領には「共同事業者届出書」と記載されておりますが、HPに公開されている様式5号は「協力事業者届出書」と記載が異なっております。どちらを記載すればよろしいでしょうか。	ホームページに公開している「協力事業者届出書」を提出してください。	9月24日
実施要領「7 候補施設の資料」について	・以下の資料を提供していただくことは可能でしょうか。 ①既設の太陽光発電設備や発電機等の仕様書 ②屋根詳細図、梁伏図、外部仕上げ表、外構図(埋設配管がわかる図面) ③改修履歴があれば改修前の図面 ④施設内部の平面図並びに展開図 ⑤竣工時メーカーリスト ⑥市役所別館の防水工事の施工内容	提供できる資料は、9月30日に事業者あて送付します。	9月24日
実施要領「10 企画提案書の内容」について	・候補施設一覧に記載の全施設に設備を設置提案をすることが必須でしょうか。一部導入なしの施設があっても問題ないでしょうか。	導入施設数を含めて事業者のご提案と考えております。	9月24日

向日市公共施設ゼロカーボン推進事業に係る質問の回答について

質問項目	質問内容	回答	回答日
実施要領「10 企画提案書の内容」について	<p>・交付金額や単価等を考慮し、令和7年度ならびに8年度において候補施設の一部に設備導入を実施し、それ以降その他の施設にも導入するといった、多年度にわたる事業提案は可能でしょうか。また可能である場合、設置完了期限はありますでしょうか。</p>	<p>環境省の再エネ推進交付金による公共施設のPPA事業は、令和7年度及び令和8年度分のみです。</p>	<p>9月24日</p>
	<p>・令和7年度並びに8年度事業につきまして、設置完了期限までに系統連系が完了しない可能性があります。設備が導入されていれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書2(2)ウのとおりです。</p>	<p>9月24日</p>
	<p>・市役所別館、議会棟について、屋根に穴をあける方式の設備導入提案は可能でしょうか。</p>	<p>仕様書4(1)太陽光発電設備イ及び5 工事の実施(工事における配慮事項・安全対策・停電対応)のとおりです。</p>	<p>9月24日</p>

向日市公共施設ゼロカーボン推進事業に係る質問の回答について

質問項目	質問内容	回答	回答日
<p>実施要領「10 企画提案書の内容」について</p>	<p>・PVケーブルをつなぐ際に、市役所別館及び議会棟から連絡通路への配管を利用し、本館側面を通して屋上に延ばすことを検討しております。その場合、本館側面のガラスと建築物の隙間にある既設配管と同じように、間の空間に新たに配管を設置する提案を行うことはできますでしょうか。また可能な場合、工事の際に窓を出入りしてその空間で作業をすることは問題ありませんでしょうか。 (本館側面の配管の写真を添付いたします。)</p> 	<p>可能ですが、設置方法等については、協議が必要です。</p>	<p>9月24日</p>

向日市公共施設ゼロカーボン推進事業に係る質問の回答について

質問項目	質問内容	回答	回答日
	<p>本館屋上へのPCSおよび蓄電池の設置にあたり、既設の目隠しルーバーにアンカーを打設して固定する方法を想定しておりますが、当該方法にて施工することに問題ございませんでしょうか。</p> 	<p>協議によります。</p>	<p>9月24日</p>
<p>実施要領「10 企画提案書の内容」について</p>	<p>・下記の設置予定箇所につきまして、工事期間中の一部日程において高所作業車を停車しさせていただくことになります。設置場所と導線の確保につきまして、支障がないかご確認いただけますでしょうか。</p> 	<p>協議によります。</p>	<p>9月24日</p>

向日市公共施設ゼロカーボン推進事業に係る質問の回答について

質問項目	質問内容	回答	回答日
仕様書 2ページ目 オ	<p>PPA設備から余剰電力が発生した場合は「オフサイトPPAまたは自己託送による他施設への電力供給」との解釈でよいか？                      この解釈で間違いない場合、分割供給となるため、「余剰供給先施設、契約中電力小売り会社、PPA事業者」の3社での合意形成が必要になると考える。                      この場合、契約中の小売り会社へは発注者より合意に向けた調整をして頂けるとの解釈でよいか？</p>	<p>余剰電力の他施設への供給はオフサイトPPAに該当します。なお、本事業は、PPA事業と小売電気事業を併せて行うことができる事業者（共同事業者）の募集を行っているものであるため、電力小売り会社=PPA事業者となります。</p>	9月24日
	<p>前項質疑に於いて、3社合意形成が不可の場合は、電力小売り契約自体をPPA事業者へ切り替える必要が有ると考えるが、その解釈で問題ないか？</p>	<p>電力小売り会社=PPA事業者であることから、合意形成ができないことは想定しておりません。</p>	9月24日
	<p>オフサイト供給となる場合、系統線へ連携する事となるが、系統余力は問題ないとの解釈でよいか？                      送配電会社への接続検討が実施済みなのであれば、接続コストを開示頂きたい。</p>	<p>系統余力について、調査は行っておりません。</p>	9月24日
仕様書 2ページ目 カ	<p>「設置施設全体の電力需要量を下回る場合、不足する電力を再エネにて供給する」と記載が有るが、ここに記載されている不足電力とは「施設買電-PPA電力量=不足電力量」との解釈でよいか？                      上記で間違いない場合、PPA事業者が不足電力を供給する必要が有る為、当該施設は契約中小売り会社との契約を解約し、PPA事業者と新規電力小売り契約を締結するとの解釈でよいか。</p>	<p>本事業は、PPA事業と小売電気事業を併せて行うことができる事業者（共同事業者）の募集を行っているものであります。                      従いまして、本事業では「施設電力需要量-PPA自家消費量-PPA余剰電力量=不足電力量」とし、その不足電力量を再エネで供給することを仕様としています。</p>	9月24日

向日市公共施設ゼロカーボン推進事業に係る質問の回答について

質問項目	質問内容	回答	回答日
仕様書 8ページ目 6-(9)	<p>発注者の事由により「PPA 設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置を行うこと」と記載されているが、事業計画への落とし込み、費用算出が難しいため、停止期間・撤去範囲・回数(各施設一回なのか、全施設で一回なのか)も含め定量表記頂きたい。</p> <p>また、撤去復旧費1回分はPPA事業者負担となっているが、2回以上の事業停止の可能性が有るとの解釈でよいか。</p>	<p>各施設、約3か月間の防水工事等を1回見込んでいます。また、撤去範囲は設置方法によるため、協議となります。なお、必ず実施するとは限らないため、実施しなかった場合、それらにかかる経費の精算について協議を行います。</p>	9月24日
仕様書 8ページ目 6-(12)	<p>毎年の実績報告について、報告期間が記載されていないので明示頂きたい。</p> <p>例) PPA契約期間中(20年間)など</p>	<p>PPA設備の運転期間中において、毎年度の実績報告をしていただきます。</p>	9月24日
実施要領 2ページ目 3-(6)イ	<p>第3種電気主任技術者は太陽光発電設備が高圧容量となった場合に保安監督業務として設置する必要があると考えますが、本事業に於いて設置を予定する設備が低圧容量の場合、第3種電気主任技術者の配置は必須ではないという解釈でよろしいですか？</p>	<p>関係法令に沿って適切に対応してください。ただし、すでに配置している電気主任技術者において、本事業に係る作業は見込んでいないため、費用が新たに発生する場合は受注者が対応してください。</p>	9月24日
実施要領 8ページ目 (1)-キ	<p>「民間の再エネ余剰」とあるが、</p> <p>①ここで記載されている民間とはどの範囲までをさしているか?(個人、法人など)</p> <p>②民間再エネ余剰の買い取り額とはPPA事業者が「民間より買取る単価」との解釈でよいか?</p> <p>③再エネ余剰が発生している民間需要家との調整は発注者にて調整頂けるのか?</p>	<p>①個人(家庭)、法人(事業者)いずれもを指します。</p> <p>②本事業受託者が民間に対し、再エネ余剰を買い取るということです。</p> <p>③本市において、太陽光発電設備の補助金交付を行っているため、補助金交付者に対し余剰電力の売電先として、事業者を紹介する予定です。</p>	9月24日

向日市公共施設ゼロカーボン推進事業に係る質問の回答について

質問項目	質問内容	回答	回答日
仕様書 3ページ目3(2)イ	<p>受注者は、太陽光発電設備により発電した電力について、最大限自家消費できるように努めること。とありますが設置する太陽光発電設備は可能な限り自家消費することを目的とし、極力余剰電力を生まない設計を基本とすること、という解釈でよろしいですか。</p> <p>ただし、余剰が生まれた際は、仕様書2(1)オの内容に準拠する、という解釈でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。	9月24日